

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 25 年度第 3 四半期）

デリバティブ関係（金利・商品系）

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	24年度(あ)第372号
申立ての概要	優越的地位の濫用により締結させられた金利スワップ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した金利スワップ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・B銀行は当社のメインバンクではないが、当社はB銀行から大口の融資を受けていた。 ・当社に金利変動リスクヘッジニーズはなかったが、B銀行担当者から融資取引継続の意向を受けていたなか、本件契約を勧誘されたため、付き合いで本件契約を締結した。 ・B銀行担当者からの説明は短時間であったため、当社は、契約期間を含めて本件契約の内容を十分理解していなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社に他行との間で金利スワップ取引を締結した経験があったこと、金利変動リスクヘッジニーズが存在していることを聴取したため、本件契約の勧誘を行い、締結に至った。 ・当行は、当行との融資を継続することを前提として本件契約を勧誘していない。 ・当行担当者は、A社に対し、本件契約の契約内容を複数回説明し、熟慮期間も設けていること、A社社長はリスク商品の購入経験が相当程度あったことから、A社は契約期間を含め本件契約の内容を十分に理解していたものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年 12 月 21 日及び平成 25 年 2 月 27 日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社が本件契約のリスクを現実味のあるものとして理解するまでの説明が行われたかどうか疑問が残ることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年 10 月 10 日付けで和解契約書を締結した。

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

事案番号	24年度(あ)第664号
申立ての概要	無権限者が締結した金利スワップ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した金利スワップ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・本件契約は、B銀行担当者が、本件契約を締結する権限がない当社担当者に勧誘を行い、締結に至ったものである。 ・当社は、既に本件契約と同種の金利スワップ取引を締結しており、追加でヘッジを行うニーズも存在しなかったため、本件契約締結に伴いヘッジ比率が過大となった。 ・本件契約は、契約締結日の数年先から取引が開始する内容となっているが、このような契約内容は不合理であると考えている。 ・当社代表者は、本件商品について、直接B銀行担当者から説明を受けていない。 ・当社担当者は、契約締結権限がない。また、当社担当者も、B銀行担当者から、本件契約につき十分な説明を受けておらず、商品内容及びリスク等を理解できなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・A社を往訪した当行担当者が、A社担当者から、将来の金利上昇リスクを懸念し、金利スワップ取引によるリスクヘッジを検討していることを聴取したことから、A社担当者に本件契約を提案し、締結に至った。 ・本件契約の締結に先立ち、当行担当者は、A社から徴求した資料により、A社が本件契約の締結を事前承認していること、及びA社担当者に必要とされる権限が授与されていることを確認している。 ・当行担当者は、既にA社が本件契約と同種の金利スワップ取引を締結して金利変動リスクをヘッジしていたこと、ヘッジ比率が高率であったことは認識していたが、A社の意向及び事業内容を十分確認した上で、締結に至ったものであり、問題はなかったと判断している。 ・当行担当者は、所定の資料を用いて、本件契約の内容について十分な説明を行っており、A社担当者は十分に本件契約の内容等を理解していたと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年4月30日及び同年7月29日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社担当者が本件契約の締結に必要とされる権限を有していたかどうかの確認に問題がなかったとはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社に解決金を支払うというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年10月2日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	25年度(あ)第18号
申立ての概要	優越的地位の濫用により締結させられた金利スワップ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した金利スワップ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約の締結が融資条件である旨の説明を受けたため、本件契約の締結に至った。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、B銀行担当者に言われるまま、本件契約の契約書に記名押印した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社の借入状況を把握し、借入金の金利変動リスクに対するヘッジニーズを確認した上で、本件契約を提案し、締結に至った。 ・当行担当者が、融資の条件として本件契約を提案した事実はない。 ・当行担当者は、A社における他行の変動金利での借入状況をA社担当者から聴取する等の方法により、ヘッジ対象額の確認を十分に行った。 ・当行担当者は、A社に対し、販売用資料を用いて、本件契約の内容について十分な説明を行っており、A社担当者も本件契約の内容を理解していたものと認識している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年7月23日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約の内容についてA社担当者が十分に理解できるだけの説明が尽くされたかどうかについて疑問が残ること、ヘッジ対象の把握が十分ではなかった可能性があること等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年12月3日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	25年度(あ)第78号
申立ての概要	説明不十分で締結させられた金利スワップ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した金利スワップ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社には、変動金利の上昇リスクを特段ヘッジするほどのニーズはなかったが、B銀行から融資を受けている立場上、B銀行担当者の執拗な勧誘を断りきれず、本件契約を締結するに至った。 ・本件契約による金利の支払が当社の事業に相当な負担を課している。 ・当社は、本件契約の内容及びリスクについて、B銀行担当者から十分な説明を受けていない。

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の借入状況を確認した上で、金利上昇リスクのヘッジを目的として本件契約を提案したところ、これにA社が興味を示したため、本件契約を締結した。 ・当行担当者は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、A社の理解度も確認していることから、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年8月 27 日及び同年 10 月 24 日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	25年度(あ)第105号
申立ての概要	不十分な説明により締結させられた金利スワップ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した金利スワップ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社代表者は、B銀行から本件契約の説明を受けておらず、当社担当者だけが本件契約の内容について説明を受け、本件契約を締結するに至った。 ・当社担当者は、本件契約の内容を十分に理解することはできなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社の借入状況、借入金の金利変動リスクに対するヘッジニーズを確認した上で、本件商品を勧誘し契約締結に至った。 ・当行担当者は、所定の資料を用いて、A社代表者及びA社担当者に対し、本件契約の内容について十分な説明を行っており、A社代表者及びA社担当者は本件契約の内容等を理解していたものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年 11 月 7 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	25年度(あ)第123号
申立ての概要	優越的地位の濫用により締結させられた金利スワップ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した金利スワップ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、B銀行から融資を受けるに当たり、金利の変動リスクをヘッジする必要はなかったが、B銀行担当者から、本件契約の締結が融資条件であると言われたため、やむを得ず本件契約の締結に至った。

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、融資の実行に当たり、A社が金利変動リスクをヘッジすることを希望したため、本件契約を提案するに至った。 ・当行担当者は、A社担当者に本件契約が融資条件であるとの説明はしていないし、その旨は契約書等にも記載されている。また、本件契約締結当時、A社は複数の金融機関と取引を行っており、当行がA社に対して優越的地位の濫用を行った事実はない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年11月28日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	25年度(あ)第125号
申立ての概要	優越的地位の濫用により締結させられた金利スワップ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した金利スワップ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、B銀行担当者から融資とともに、金利上昇リスクをヘッジするための商品として本件契約の提案を受け、B銀行との関係を考慮し、やむを得ず締結に至った。 ・当時、当社には、金利上昇リスクをヘッジする意向はなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約について詳細な説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社に融資を行う際、A社から金利上昇リスクに係るヘッジニーズが示されたため、本件契約を勧誘し、締結に至った。 ・当行担当者は、A社に対し、説明資料を用いて本件契約の内容について説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年12月11日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

以上